

# 「分権型陳情への改革」に伴う地方団体説明会

～大分からの新たな政策提言システム～

## 一次 第一

司会／幹事長代理 衛藤延洋

- 民主党大分県総支部連合会代表あいさつ  
代表（衆議院議員） 吉良州司
  
- 国会議員紹介  
代表代行（参議院議員） 足立信也  
副代表（衆議院議員） 横光克彦
  
- 民主党大分県連「政策推進会議」について  
政策推進会議議長／副代表（大分県議会議員） 梶原九州男
  
- 「分権型陳情への改革」について  
政策推進会議事務局長／幹事長（大分市議会議員） 小嶋秀行
  
- 質疑・応答
  
- 閉会

と き：平成 21 年 12 月 6 日(日) 午前 11 時

と ころ：大分文化会館第 1 小ホール

民主党大分県総支部連合会  
〒870-0039 大分市中春日町 5-26  
TEL 097-538-3801 Fax 097-538-3816

## 大分からの新たな政策提言システム

民主党大分県総支部連合会では、「中央集権から地域主権へ」、「官僚主導から政治主導へ」、「業界主権から生活者主権へ」という理念のもと、大分県内の自治体・NPO・各種団体等から「要望・陳情」を政策提言として県連政策推進会議で受け付け、国の施策に反映するための政策提言システムづくりを進めます。

これは、明治爾来、旧態依然として続いてきた官僚主導を政治（国民）主導へと変える歴史的転換に当たって、県民（国民）のための、新しい政治のシステムを築いていくための変革に取り組むものです。

利益誘導型政治からの転換を実現するために、住民と一番身近で接する自治体の皆さんの意識改革に期待しています。

※1 民主党大分県総支部連合会は、以下「県連」という。

### 1.

#### ■ 政権交代によって何が変わるのか

- ① 「業界主権」から「生活者主権」へ
- ② 「中央集権」から「地域主権」へ
- ③ 「官僚内閣制」から「国会内閣制（真の議院内閣制）」へ
- ④ 「税金無駄遣い放任」から「税金無駄遣い根絶」へ

### 2.

#### ■ 民主党本部の「分権型陳情への改革」

- ① 政官癒着の排除と利益誘導型政治からの脱却
- ② 分権型陳情で霞ヶ関詣でを一掃
- ③ 国の行政刷新と地方行革に寄与
- ④ 透明性・公平性を確保する陳情処理

### 3.

#### ■ 大分からの新たな政策提言システム(県連政策推進会議)策定の趣旨

- ① 県連としての基本的な考え方や、旧来の要望・陳情システムによる政官癒着の政治から、生活者の視点に立った政治への変革を宣言するものです（詳細は7-8頁を御覧ください）。
- ② 本部が新たに定めた「分権型陳情への改革」に対応する組織を示すものです。
- ③ 県連政策推進会議は、常任幹事会内に設置するものです（詳細は下段に記す）。
- ④ 「国民の生活が第一。」の政治を大分から実現していくため、様々な政策課題をこれまで以上に、自治体・NPO・各種団体等からの要望・陳情に対し、積極的な立場で取り組みます。

⑤ 政治の透明性・公平性を明らかにするためのシステムづくり。

※2 民主党本部は、以下「党本部」という。

※3 県連政策推進会議は、以下「政策推進会議」という。

#### 4.

##### ■ 基本方針について

- ① 要望・陳情は、県連で受け付けます。
- ② 要望・陳情は、国会議員および国会議員地元事務所(第1区総支部、第3区総支部、参議院第1総支部)でも受け付け、採否・重要度・対応について判断します。
- ③ 「②」で受け付けたものも、県連を経由し党本部へ提出します。
  - ・ 党本部は、県連および国会議員(県連経由)から提出されない要望・陳情は受理しません。
  - ・ また、省庁政務三役(大臣・副大臣・大臣政務官)も、党本部経由の要望・陳情のみ、対応することとしています(要望・陳情に関わる面会を含む)。
  - ・ 県連や各総支部等の地元で受理することが、効果的・効率的としています。
- ④ 要望・陳情を受け付ける際には、できるだけ丁寧に対応します。
  - ・ 可能な限り丁寧にヒアリングを行い、その内容把握に努めます。
  - ・ 要望・陳情の内容によっては現地視察等を行うなど、住民ニーズの把握に努めることとします。
- ⑤ 受け付けた要望・陳情については、政策推進会議において、民主党マニフェスト(民主党インデックスを含む)や政策との整合性について内容を吟味し、党本部への提出について判断(採否・重要度)を行います。
  - ・ 採否の判断については、緊急性や重要性等を検討した上で行います。
  - ・ できる限り迅速な処理・対応を行います。
  - ・ 党本部へ提出した要望・陳情については、党本部からの処理通知を受けた後、速やかに政策提言者へ伝えます。
- ⑥ 迅速な処理・対応を図ります。
  - ・ 処理結果が党本部から示された場合は、速やかに要望者に伝えます。
  - ・ 政策提言者からの早めの提出が求められます。
  - ・ 政策提言者の都合や恣意的な遅れにより政策推進会議開会の暇いとまがない場合は、受け付けないことがあります。
  - ・ 透明性、公平性を確保する処理を行います。
  - ・ 県連では国民の税金を用いて政策を実施するうえで、誰が(自治体・業界・団体・企業を問わず)、どのような背景で、どれだけの財源を用いて実施されることとなるのかなど、その内容を納税者に開示することは政党としての責務であると考えています。政権党の県連として、県民の要望・陳情に関し、ホームページにおいて公表することとします。
- ⑦ 「中央集権」から「地域主権」へ改める観点からも、地域の実情に即したシステムの構築につとめます。
  - ・ 地方の声を的確に国へ届け、国の政策につなげていけるよう、システム自体の改善等についても、適宜、党本部と協議します。

#### 5.

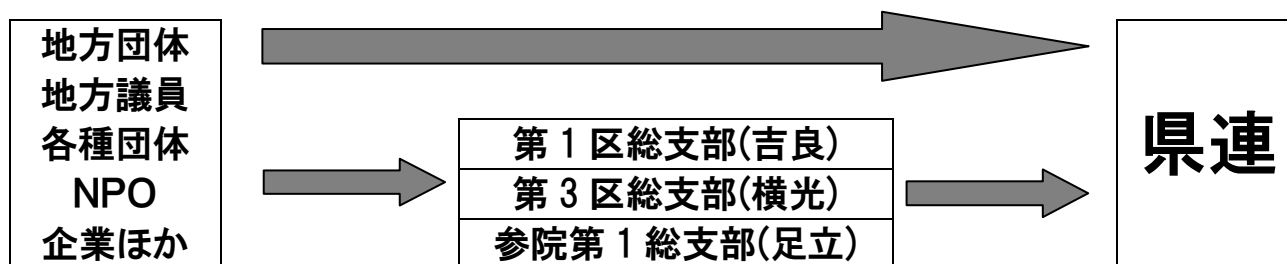
##### ■ 提言から対応までの流れ

(1) 政府へのフロー

① 6 頁の「陳情・行事案内の流れ」を参照。

(2) 県内のフロー

① 県内からの政策提言は、県連、総支部で受け付けます。



6.

■ 要望・陳情の事務手続きについて

(1) 必要な書類等

① 政策提言書

- ・ 県連WEBサイトの「政策推進会議 政策提言はこちら」のバナーから「様式1号」を利用してください。(9 頁に添付。なお、様式1号は、本年12月4日付で変更しています)。PDF形式とワード形式があります。提言書が複数ページに亘っても構いません。冒頭から文書を羅列するのではなく、項目や要旨を分かりやすくまとめ、その後に、読み手が理解しやすい手法を駆使して内容を記載してください(都道府県連ごとに、様式は異なります)。

② 補完資料

- ・ 政策提言書を補完する内容や課題、問題点などが補える資料。

③ 提出時期

- ・ 政策提言書の件数が膨大になることが想定されることから、迅速な提出に協力してください。

④ 複数にまたがる案件

- ・ 協議会などをつくり複数の都道府県に亘る案件については、原則として協議会の責任都道府県を定め、代表して一つの都道府県連へ提出してください。なお、地方六団体については、党本部の「企業団体対策委員会」へ直接提出することとなります。

※4 政策提言書は、以下「提言書」という。

(2) 必要部数

- ・ 事務局分として「(1)」を6部提出してください(政策推進会議分は、原則として当方で複写いたします)。なお、「(1)、②」の補完資料が膨大なページ数となるもの等は、1部の提出のみで構いません。事前に県連へ確認してください。

(3) ヒアリングほか

① ヒアリング

- ・ 提言書の受付に当たっては、内容確認や更なる補完資料の提出を求める場合がありますので、第1次ヒアリングをいたします。提言書を提出する際は、必ず県連や総支部への事前調整をしてください。
  - ・ 政策推進会議および事前の事務局会議の判断(重要度)を適切に実施するために、第2次ヒアリングを求める場合には協力してください。
- ② 受付の可否ほか
- ・ 民主党マニフェストや政策になじまないと判断した場合は、提言書を受け付けないこともあります。
  - ・ 現地視察を独自で行う場合と急遽同行を求めることもありますので、その際は協力してください。

## 7.

### ■ 政策推進会議の設置から党本部へのフロー

- ① 政治、経済、社会の歴史的転換に当たり県連では、政治主導および地域主権型社会の実現をめざして、本年10月10日に政策推進会議を設置しました。これは、政権を担う地方組織として「国民の生活が第一。」の政策を実現するためのもので、これまでの政官業の癒着が生んだ特定の業界や団体のための利益誘導型政治から脱却し、県民や国民の利益に資する政策を求めていこう！という政治の原点ともいべき「政策提言」を受け付ける窓口とするものです。
- ② なお、要望・陳情の処理に関しては、現場の状況や幅広い視点、更には専門的知識に基づいた適切な対応を実施するために、自治体議員や国会議員の地元秘書、自治体の行政経験豊富なスタッフで構成する政策推進会議のメンバーに加え、必要があれば有識者をオブザーバーとして招き、内容を精査していきます。その判断の重要性は、県民（国民）の利益に資することとなります。
- ③ 本年11月12日に党本部において「全国幹事長・政策担当者会議」が開催され、「分権型陳情への改革」の方針が示されたことから、県連では、この方針に基づき、政策推進会議で精査した要望・陳情について、予め党本部が定めた様式に転記し、党本部へ提出することとします。
- ④ 自治体・NPO・各種団体等から県連や総支部で受け付けた要望・陳情は、事務局会議において優先度を勘案したうえで、政策推進会議で精査し十分な議論による判断(採否・重要度)を経て、県連の意見を付して迅速に党本部へ提出します。
- ⑤ 党本部へ送付した提言書については、幹事長室、省庁政務三役および関係委員会において処理するとともに、その結果が県連へ報告されることとなります。
- ⑥ 11月26日に第1回政策推進会議を開会し、21件の政策提言書について審議し、5件を党本部へ提出しました（その他は現在、政策推進会議で精査中）。

● その他（会議報告）

会議名：全国幹事長・政策担当者会議

期 日：2009年11月12日

以上

---

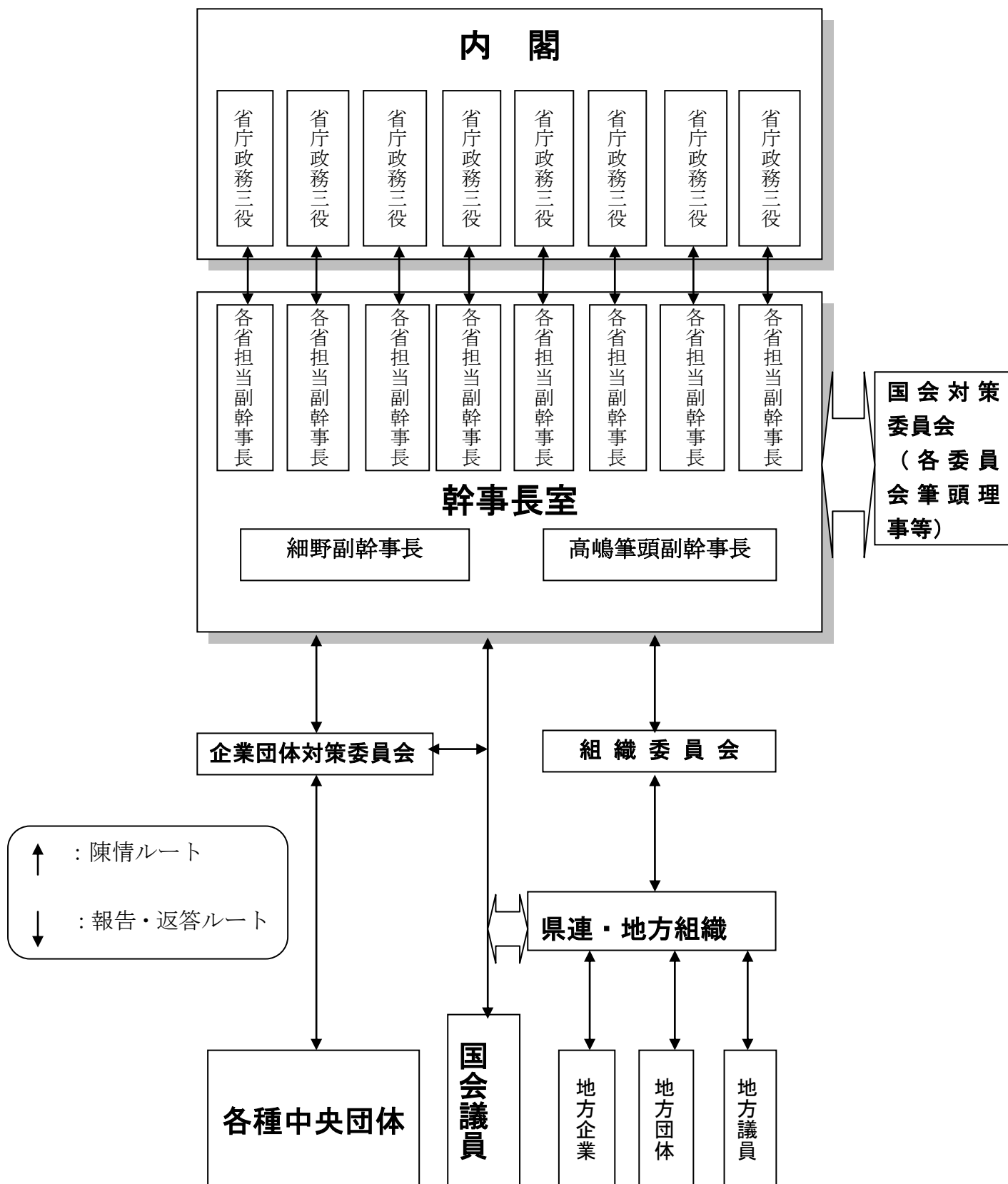
民主党大分県総支部連合会 〒870-0039 大分市中春日町 5-26

TEL 097-538-3801 Fax 097-538-3816

WEB:// [www.minshu-oita.com/](http://www.minshu-oita.com/)

[政策推進会議]

陳情・行事案内対応の流れ



## 民主党大分県連政策推進会議の設置について

民主党大分県総支部連合会

「政権選択」選挙となった第45回総選挙は、民主党が308議席を獲得し圧勝しました。その結果、9月16日には、鳩山新内閣による歴史的な政権交代を実現し、新たな日本の幕開けとなりました。

今回の選挙で民主党は、日本の政治的・経済的構造転換を図るため、マニフェスト（政権政策）を国民に示しました。それは、これまでの自民党を中心とした政・官・業の癒着構造と官僚主導の政治体制を解体するとともに、「国民の生活が第一」を基本理念に置いた政治主導による日本の政治を実現するためのものに他なりません。

中でも注視すべきことは、政策の優先順位を変え、予算の抜本的組み替えを実行することと併せ、地域主権を進展させることです。

加えて、近い将来、税制の抜本的な改革による地方への税財源の移譲・見直しなどにより、地方のことは地方で決められる財政環境が次第に整うことが挙げられます。これにより、従来にもまして地方自治体の首長や、その執行を判断する自治体議会の役割が重要視されることになりました。

いま一つの重要な点は、中央政府と「地方政府」との役割分担が一層明確になることにあります。これは、「子ども手当」や「農業の戸別所得補償政策」などに見られるように、従来の業界・団体等を中心とした補助制度から、政府が個別の家庭や農業従事者へ直接交付金を支給（支援）する仕組みへの転換が準備され、国は全国的な規模で直接的でしかも「あまねく公平」に取り組む課題、地方は、~~一~~地域の特色を重視した施策の展開など（納税者に対する）「間接的な支援」へと、役割分担が次第に明確にされることなどが挙げられます。

民主党大分県連は、以上のような政治・経済・社会の歴史的転換に際し、これをさらに推進し、文字通り「国民の生活が第一」の政治を地方から実現していくため、様々な政策課題をこれまで以上に組み込まなければなりません。その意味では、県民からの「政策提言（旧来の陳情・要望・意見等）」に対し、積極的な立場で取り組むことが求められていると認識していることから、「民主党大分県連政策推進会議」を設置し、下記のとおり具体的な対応を行っていくことといたします。

### 記

#### 1. 具体的な対応に当たっての原則

民主党県連及び各総支部等に対し寄せられる県民からの「政策提言」は、まず、第一に、その責任の所在を明確にすることを前提として取り扱うこととします。

また、第二に、取扱う内容について、その全てを記録し、県連ホームページなどを通じ情報公開の対象とします。そのため、別に定める「様式1号」により、統一した取扱いを行うこととします。

第三に、「国民の生活が第一」を基本理念とすることから、国民や県民の利益に資する内容であることが求められ、個別の企業や団体、個人の利益を代表する意図を持って行われる旧政権下での「陳情等」には対応しないことをあらかじめ宣言することとします。

#### 2. 政策推進会議の設置

提出された各種の「政策提言」は、2009年10月10日に民主党県連常任幹事会内に設置された「政策推進会議」において協議・検討を行うこととします。また、その取扱い及び、対応については公表することとします。

その際、国の予算に関連する個別具体的な内容が多く想定されることから、県民からの様々な「政策提言」の提出先として、総支部（国会議員事務所）及び、県連にその「窓口」を置くこととします。

一方、行政区支部への対応や問い合わせが一時的にあると想定されます。この場合、行政区支部が「窓口」となり、上記「機関」へ提出するという手続きを執ることとします。



### 3. 情報公開

近年、情報公開制度の拡充により、自治体はもとより国においても様々な点で政策内容が明らかにされてきました。

この点から言えば、国民の税金を用いて政策・施策を実施していくこととなれば、誰が（業界・団体・企業・個人を問わず）どのような背景で、どれだけの財源を用いて実施されることとなるのかなど、その内容を納税者に開示することは、政党としての責務であると考えています。

よって、新たに政権を担った民主党の地方組織として、県民の政策提言に関し、その手続きから協議・結論に至る一連の過程を記録し、その全てをホームページにおいて公表することとし、政策提言（者）に対しては、情報公開を前提に対応することとします。

提出年月日	年 月 日
-------	-------

## 政 策 提 言 書

提出(団体)者名			新規・非新規	
提出(代表)役職	㊟	氏名	㊟	
規模・構成・役員構成				
連絡先住所	〒			
所管省庁				
担当者氏名		TEL		
担当者 E-mail		Fax		
提言表題・項目				
提言要旨 提言内容				

受理日 年 月 日

受理者 \_\_\_\_\_